（日本工業規格Ａ列４）

様式第１８号（第４面）

記載要領

１　報告対象期間は、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあっては当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日を記載すること。

２　第１面上方の提出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

３　１の①の「送出労働者の数」欄については、報告対象期間において送出労働者となる同意を得ている労働者の１日当たりの平均数を記載すること。この場合において、「１日当たりの平均数」とは１日当たりの送出労働者の労働時間数の合計を当該事業所における通常の労働者（例えば、送出労働者の雇用管理や受入事業主との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する。）の１人１日当たりの労働時間数で除した数をいうこと。

４　１の②欄は、報告対象期間内の６月１日現在において送出されていた労働者の実数を記載すること。

５　１の③欄には、報告対象期間内の６月１日現在において、それぞれの保険の種類ごとに適用されている送出労働者の実数を記載すること。

６　２の①欄には、報告対象期間において送出された労働者の１日当たりの平均数を記載すること。

７　２の②欄には、報告対象期間において建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けた受入事業主（企業の場合は事業所単位）の実数を記載すること。

８　２の③欄には、当該事業年度における平均的な１人１日（８時間として算定する。）当たりの額を、職種別に区分して記載すること。この場合において、業務処理能力の水準に応じてそれぞれ一定の額を定めたときは、併せて当該水準の区分に応じた当該それぞれの額を別紙に記載して添付すること。

９　２の④欄には、当該事業年度における平均的な１人１日（８時間として算定する。）当たりの額を、種類別に区分して記載すること。この場合において業務処理能力の水準に応じてそれぞれ一定の額を定めたときは、併せて当該水準の区分に応じた当該それぞれの額を別紙に記載して添付すること。

10　２の⑥欄の「建設業務労働者就業機会確保契約の期間別件数」欄には、報告対象期間に締結した建設業務労働者就業機会確保契約における建設業務労働者の就業機会確保の期間について期間別に区分した件数を記載すること。

11　３の①欄は、「送出前訓練」、「維持・向上訓練」等具体的に記載すること。労働安全衛生法第59条第２項の規定に基づく作業内容の変更の際の労働安全衛生教育についても、この欄に具体的に記載すること。安全衛生教育について記載する場合は、３の④欄の「OJT」とあるのは「実技」と、「Off-JT」とあるのは「座学」とし、「(賃金支給の状況)」及び３の⑦欄については、記載を要しない。

12　３の②欄は、「新規に送出労働者となった者」、「○○職種技能検定２級の者」等具体的に記載すること。

13　３の④欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「Off-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうものであり、該当する欄に○印を記載すること。複数の方法により教育訓練を行つたときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。また、参加した者に対しての賃金の支給に関して、該当する文字を○で囲むこと。

14　３の⑤欄については、該当する欄に○印を記載すること。複数の実施主体により教育訓練を行つたときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。

15　４欄については、報告対象期間内における雇用安定措置の対象送出労働者数及び各雇用安定措置の区分ごとの送出労働者の実人数を記載すること。

16　４欄の「第２号の措置（新たな受入事業主の提供）を講じた人数」、「第３号の措置（送出事業主で無期雇用）を講じた人数」及び「第４号の措置（その他の措置）を講じた人数」については、同一の送出労働者に複数の措置を実施した場合であってもそれぞれ実施した措置に係る人数を記載すること。

17　４欄の「第４号の措置（その他の措置）を講じた人数」において、「教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の送出労働者に複数の措置を実施した場合であってもそれぞれ実施した措置に係る人数を記載すること。

18　５の②欄については、常用は「常」に、非常用は「非」に○を付けること。

（日本工業規格Ａ列４）

様式第18号（第５面）

19　５の④欄については、すべての送出日を記載するとともに、（　　）内にその合計日数を記載すること。

20　５の⑥欄については、報告対象期間末日における雇用状況が常用であれば「常」に、非常用であれば「非」に、退職していれば「退職」に○を付けること。また、「退職」に○を付けた場合においては、５の⑦欄に解雇、定年退職、自己都合退職等退職の具体的な理由を記載すること。

21　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。